

## 生駒市条例第10号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

生駒市長 山下 真

### 生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成23年2月1日から平成24年3月31日までの間に限り」を「当分の間」に改める。

別表第3の2の項の(2)のエ中「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち」を削り、「本則の表の16の項の2の下欄の」の次に「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち」を、「という。）」の次に「、同欄の浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同項の(2)のオ中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。